

議案第 12 号

亀山市待機児童館条例の一部改正について

亀山市待機児童館条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

## 亀山市条例第 号

### 亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例

亀山市待機児童館条例（平成23年亀山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第1項ただし書」を「第24条第7項」に、「保育所への入所」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園を除く。）及び同条第5項に規定する地域型保育の利用（以下「保育所等の利用」という。）」に改める。

第3条第1号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第4条第1項第1号中「保護者のいずれもが亀山市保育の実施に関する条例（平成17年亀山市条例第86号）第2条に規定する保育の実施基準」を「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由」に改め、同項第2号中「保育所に入所」を「保育所等の利用」に、「保育所への入所」を「保育所等の利用」に改める。

第6条中「8時間」を「11時間」に改める。

第10条第1項中「児童福祉法第56条第3項」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第号）」に、「保育費用」を「利用者負担額」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。